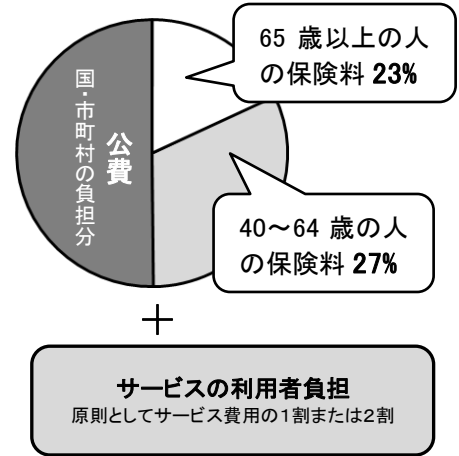


# 介護保険料のお知らせ

## ◆介護保険料は支えあいの制度です◆

介護保険は、みなさんが納める介護保険料と、国や市町村が負担する公費を財源として運営されています。

このうち40～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料は全体の27%、65歳以上の人（第1号被保険者）が納める保険料は23%です。それぞれが負担しあい、社会全体で支える仕組みになっています。



## ◆保険料の納め方◆

### 年金が年額18万円以上の人

特別徴収：年金から引き落とし。



年金  
引き落とし



老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の定期支払の際に、年金の受給額から保険料があらかじめ引き落としになります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度から継続して年金から引き落とされている人は、前年の所得が確定するまでは仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

10・12・2月は確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

### 年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・保険料の所得段階が変更になったとき
- ・年金を担保にする融資制度を利用したとき など

### 年金が年額18万円未満の人

普通徴収：納付書（口座振替）で納めます。

納付書



期日までに口座振替または大崎市から送付される納付書で金融機関などを通じて納めます。

### ～口座振替がおすすめで～

普通徴収の人は、便利で安心な口座振替がおすすめで。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

《申込み方法》大崎市の取扱金融機関に、①預（貯）金通帳 ②通帳の届出印 ③保険料の納付書 をお持ちいただき、お申込みください。

### 《取扱金融機関》

(株)七十七銀行 (株)仙台銀行 (株)東北銀行 (株)岩手銀行 宮城第一信用金庫  
 社の都信用金庫 石巻信用金庫 古川信用組合 東北労働金庫 (株)ゆうちょ銀行  
 古川農業協同組合 新みやぎ農業協同組合

### 10月から特別徴収に変わる人

前年度、普通徴収で納めている人でも、今年の4月1日現在、老齢（退職）年金などを年額18万円以上受給している人などは、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。その場合の納め方は、以下のようになります。

- 9月までは・・・納付書又は口座振替で納付いただきます。特別徴収に切り替った以降の納付書には「★★★」印が記されます。（納付不要です。）
- 10月以降は・・・年金から引き落としになります。

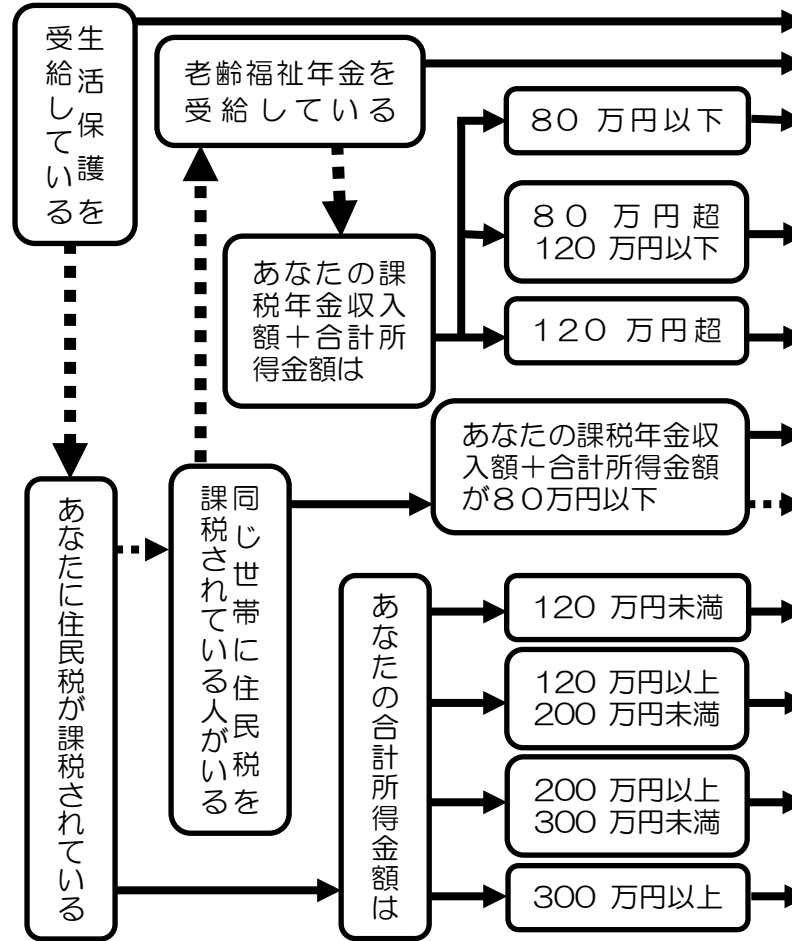
## お問い合わせ先

民生部 高齢介護課	0229-23-6125	総務部 税務課(国民健康保険税担当)	0229-23-5147
松山総合支所 市民福祉課	0229-55-2114	三本木総合支所 市民福祉課	0229-52-2113
鹿島台総合支所 市民福祉課	0229-56-7114	岩出山総合支所 市民福祉課	0229-72-1212
鳴子総合支所 市民福祉課	0229-82-2019	田尻総合支所 市民福祉課	0229-39-1114



# 今年度の介護保険料を確認しましょう！

スタート！ はい → いいえ →



段階	対象者	保険料率	年額保険料
第1段階	世帯全員が住民税非課税 ・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額 × 0.375	26,300円
第2段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.625	43,900円
第3段階	住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が120万円を超える人	基準額 × 0.725	51,000円
第4段階	住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	63,300円
第5段階【基準段階】	住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が80万円を超える人	基準額 × 1.0	70,300円
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	84,400円
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額 × 1.3	91,400円
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額 × 1.5	105,500円
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	基準額 × 1.7	119,600円

※ 課税年金収入額、合計所得金額は前年中のものとなります。

※ 世帯員の課税状況は4月1日（年度途中で資格を取得した時は資格取得日）時点の住民登録により判断します。

## ◆65歳になる年度の保険料◆

### 64歳までの分

4月から65歳になる月の前月までの分を、加入している医療保険の保険料（税）介護保険分として納めます。

### 65歳からの分

65歳になった月から年度末までの分は、年度末までの納期に分けて、介護保険料として納めます。

※災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときはお早めにご相談ください。

## ◆介護保険料 Q&A◆

Q1 介護保険サービスは利用していないのに保険料を納めるの？

A1 介護保険は支えあいの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないに関わらず、原則として40歳以上の人は全員保険料を納めなければいけません。

Q2 保険料の納付方法は選べないの？

A2 介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。